

東京都知事 小池百合子 殿  
東京都福祉保健局長 殿

## 新型コロナウイルス禍に伴う住宅喪失者への支援強化についての緊急要望書

2020（令和2）年5月26日

賛同団体：ホームレス総合相談ネットワーク，有限会社ビッグイシュー日本，  
一般社団法人つくろい東京ファンド，認定 NPO 法人ビッグイシュー基金，  
特定非営利活動法人 TENOHASI，呼びかけ人：北島拓也

### ◆要旨

私どもは4月3日及び16日に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書」を東京都知事及び福祉保健局長へ提言いたしました。緊急事態宣言によるネットカフェ等の営業休止に伴い、住居喪失不安定就労者等が居所を失い路上でのホームレス状態に至る危険が高まったためであり、実際に民間支援団体にも「ネットカフェで暮らしていたが貯金が尽きた」等の相談が相次ぎました。

4月6日には都の補正予算として住宅喪失者への一時住宅等の提供にかかる事業費として12億円が計上され、その週末よりTOKYOチャレンジネットを窓口とした緊急一時宿泊場所（ホテル）の斡旋及び一時住宅の拡充が図られ、その後滞在期間の延長や細かな運用変更等が重ねられてきたことと存じます。

そして現状では、住居喪失者が公的支援の利用を希望する場合、現実的には大きく3つのルートがあるものと理解しています。

①インターネットカフェに宿泊されていた方で継続して就労先を確保できている方がTOKYOチャレンジネットで代替宿泊施設としての緊急一時宿泊場所（ホテル）を経由して一時住宅（3ヶ月）を利用するルート

②同様にインターネットカフェに宿泊されていた方で継続して就労先を確保できている方が、各区市の生活困窮者自立支援制度で代替宿泊施設としての緊急一時宿泊場所（ホテル）を利用するルート

③同様にインターネットカフェに宿泊されていた方で継続的な就労先を確保することが難しい方が各区市より生活保護を申請して代替宿泊施設としての緊急一時宿泊場所（ホテル）を利用するルート。

しかしながら、上述の支援策が十分に周知がなされていないことに加え、支援内容及び体制についても早急に改善すべき課題があるものと考えられます。

①に関して、一時住宅利用3ヶ月でアパートの初期費用を貯めて居宅確保・就労自立を目指すという制度設計が、就労先が激減して回復の目処が立たない現状にそぐわず、利用者の多くが不安を感じていらっしやいます。相談する機会も、5月22日前後に出張相談会が行われるようですが、それまでは自分からチャレンジネットの担当者に連絡を取る以外になく、仕事を続けている方に寄り添う体制が出来ているとは言えません。また現金給付が一切ないために仕事が減って通勤や職探しのための交通費にも事欠いている利用者が多数現れています。そのため、③の生活保護利用に切り替える方が続出しており、今後も一定数いらっしやるものと推測されます。

②③に関しては多くの方が5月31日以降の居所に不安を抱いていらっしやることが指摘されます。①

と同様に緊急一時宿泊場所(ホテル)での相談体制が不十分で、十分な説明がなされていないことが拍車を掛けています。

4月10日付けの都による事務連絡によれば「緊急事態宣言終了後の居住先の確保を必ず行うこと」とありますが、これが確実に実行されるという説明を丁寧に行い、実施することが急務であると考えます。

特に③の利用者の間には、緊急一時宿泊場所(ホテル)の次に無料低額宿泊所を紹介されるのではないかと不安が広がっています。無料低額宿泊所の居室は多人数の相部屋も少なくなく、三密を防ぐ感染防止対策を行うのは難しい構造です。現在は多人数部屋を一人で使うなどの対応がなされていますが、緊急事態宣言後には相部屋に戻すと言われている利用者も存在しております。5月15日のNHKニュースでは、都内の宿泊所の9割が新規の受入が出来ないこと、都は「無料低額宿泊所」の空き状況や個室と相部屋の数などを確認すると報道されていますが、宿泊所で多人数の相部屋を復活させることは再び感染拡大を引き起こす可能性が高いことは明白です。緊急一時宿泊場所(ホテル)後の住宅は居宅を原則とすること、居宅を確保できるまで緊急一時宿泊場所(ホテル)の利用期限を延長することが必要であると考えます。現に生活保護を利用してアパート契約を済ませた方も現れており、希望する方すべてに同じ処遇がなされることが求められます。

居宅の確保については申請のあった区市町村が責任を負うものと思われませんが、今後引き続き停滞する経済状況の中では失業等により住居を喪失する者がこれまでにない規模で生じる懸念から、東京都においてもあらゆる手段を講じ入居できる居宅の確保に努め、居宅保護の原則が遵守されるよう取り組んでいただきたく存じます。

また、以上の①～③のいずれにおいても、要保護と思われる対象者には、積極的に生活保護利用を促し、速やかに敷金礼金等の一時扶助を適用し居宅における保護を開始すべきであることが原則であることを改めて明確に認識いただきたいと思います。

以上指摘したように現状の支援策においては、住居喪失者が住まいを確保するための包括的なシステムとして機能しておらず、極めて限定的な対応に留まっていると言わざるを得ません。現に住まいを失い困窮している人々が安心して生活再建を図ることができるよう、柔軟かつ包括的な支援システムを構築していただきたく、以下を要望するものです。

## ◆要望

1. 現在チャレンジネットを利用して緊急一時宿泊場所（ホテル）に滞在している方に関しては、相談体制を強化すると共に、既存の支援の利用要件の緩和、就労のための現金給付、早期の一時住宅への移行と求人が回復するまで一時住宅の利用期限を柔軟に延長することなどの支援を行い、安心して生活を再建できる条件整備を行うこと。
2. 現在、各区から生活困窮者自立支援制度を利用して緊急一時宿泊場所（ホテル）に滞在している方に関しても、1と同様の支援を行うこと。
3. 現在、生活保護を利用して緊急一時宿泊場所（ホテル）に滞在している方に関しては居宅保護の原則を遵守し、ホテルから直接居宅への移行を実施するよう指導すること。上記1,2に関しても要保護と思われる場合は生活保護利用を促し、同様の支援を受けられるよう徹底すること。そのために、都は民間支援団体や不動産業者、及び既存制度の柔軟な活用や公営住宅の利用などあらゆる手段を講じて住居確保を図ること。
4. 現在、緊急一時宿泊場所（ホテル）を利用されているすべての方々に、支援のその全体像をわかりやすく示すとともに、SNSや動画やチラシなど多様な手段で積極的に広報し、アウトリーチ等の実施により支援にアクセスしやすくなるよう周知を徹底し、相談体制を強化すること。
5. 緊急事態宣言解除後も、経済状況の停滞から住居喪失者の増加が見込まれる。これらの方々がチャレンジネットや生活保護制度を利用して生活を再建できるよう支援策を再構築し、これまでの支援実績や統計データ等の根拠に基づき、今後の支援需要を推計した上で、包括的かつ量的に十分な支援システムの構築を図ること。

なお、上記に関する東京都としての見解を書面にて6月1日までに回答されたい。

## ◆経緯

- 4月3日：「新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書」を提出
- 4月6日：東京都 補正予算にて「失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供」12億円を計上
- 4月7日：政府 緊急事態宣言（東京都含む）
- 4月11日：TOKYOチャレンジネットにて一時滞在場所（ホテル）への受入開始
- 4月15日：都より区市への事務連絡にて、区市の窓口からも一時滞在場所（ホテル）の利用が可能になる
- 4月16日：「新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書」を提出
- 4月17日：都より区市への事務連絡にて、真にやむを得ない場合を除き個室の利用が促される。
- 4月30日：都より区市へ、期間延長及び一時滞在場所退所後の行方についての事務連絡
- 5月1日：都民ファーストの会より都知事への要望にて、一時滞在延長及び無料低額宿泊所の調査及び改善の提言
- 5月4日：政府 緊急事態宣言延長
- 5月7日：都より区市へ、緊急事態宣言延長に伴う一時滞在期間延長についての事務連絡

※本件に関する連絡先

北畠拓也 デモクラティック・デザイン シャリんの唄

Mail : sharinnouta.cafe@gmail.com

Tel : 080-6610-4866